

# 認定，仮認定を受けるための要件

## 認定の要件

認定NPO法人としての認定を受けるためには、次の（１）～（９）の要件を満たす必要があります（NPO法（以下，法）第45条第1項，第47条，NPO法施行令（以下，法令）第1条～第5条）。

## 仮認定の要件

仮認定NPO法人としての仮認定を受けるためには、次の（２）～（９）の要件を満たす必要があります。

また、仮認定申請をすることができるのは、設立した日から5年を経過していない法人で、かつ過去に認定又は仮認定を受けたことがない法人に限られます。ただし、この制度が施行される平成24年4月1日から3年間は、設立した日から5年を経過した法人も仮認定を申請することができます。（法45条第1項，第47条，第59条，第62条，法附則第7条）

### （１）パブリックサポートテスト（PST）に適合すること

広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための要件（パブリックサポートテスト）として、次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

#### ① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。詳細はそれぞれの算式を参照してください。

項 目		小規模法人の特例	
		選択しない	選択する
国の補助金等	相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合	《算式1》 原則	《算式2》 小規模法人の特例
	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	《算式3》 国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし）	《算式4》 国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり）

#### ② 絶対値基準 《算式5》

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。（詳細は《算式5》を参照）

《小規模法人の特例》

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に 12 を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が 800 万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者（役員又は社員を除きます。）の数が 50 人以上である法人に限られます（法第 45 条第 2 項，法令第 3 条）。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800 \text{万円}$$

かつ

$$\text{実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が} \geq 50 \text{人}$$

3,000円以上である寄附者(役員, 社員除く)の数

## 《算式 1》 相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受け入れた寄附金総額} - \text{ロの金額} + \text{ハの金額}}{\text{活動計算書の総収入金額} - \text{イの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

※活動計算書の総収入金額 - イの金額を「経常収入金額」といいます。

受け入れた寄附金総額 - ロの金額 + ハの金額を「寄附金等収入金額」といいます。

（解説）

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額<sup>（注1）</sup>からイの金額を差し引いた金額）のうち寄附金等収入金額（受け入れた寄附金総額からロの金額を差し引いた金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにハの金額を加算した金額））の占める割合が5分の1以上であること（法第45条第1項第1号イ、法令第1条）。

（注1）総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から差し引くこととなります。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額

（法第45条第1項第1号イ(1)、NPO法施行規則（以下、法規）第5条）

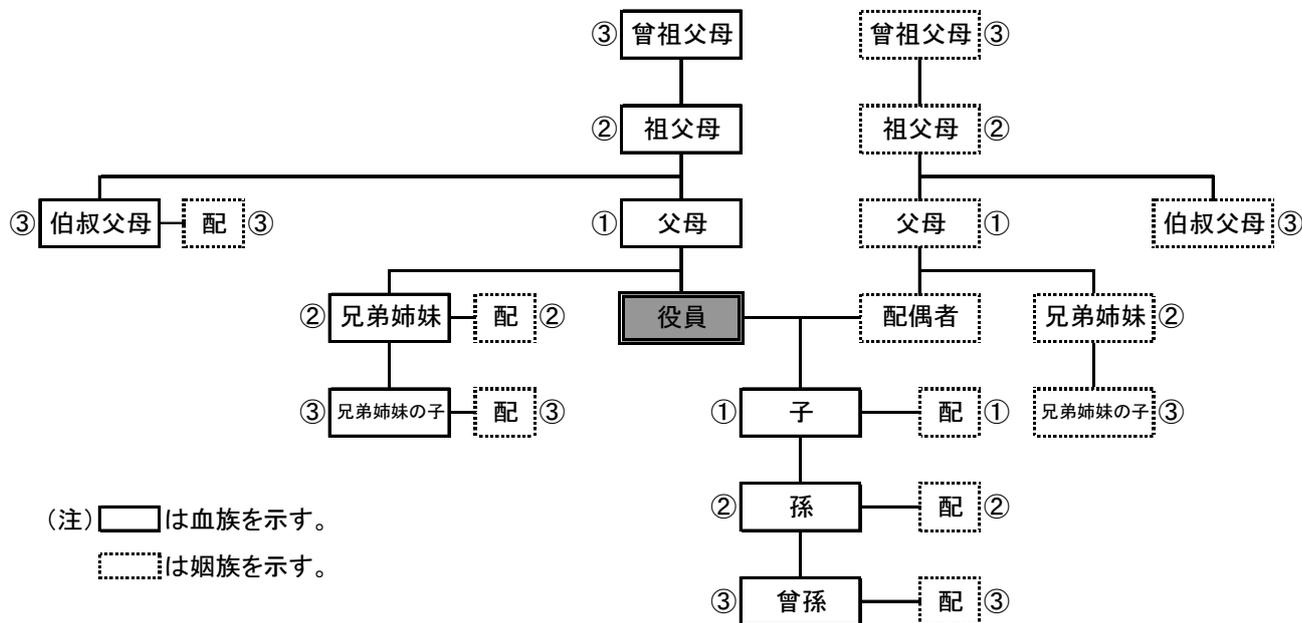
- ① 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

（注2）役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8条）。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規第4条第2号・第16号）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外のもので当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

### ≪3親等以内の親族図≫



**ロの金額** ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法第45条第1項第1号イ(2)、法規第6条、第7条）

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

(注3) 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規第8条）。

上記「特殊の関係」については、**イの金額**（注2）をご覧ください。

(注4) 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の50を超える部分の金額となります（法規第6条）。

(注5) 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（法第45条第1項第1号イ、法規第7条）。

**ハの金額**（法第45条第1項第1号イ(3)、法規第4条）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2) 共益的な活動の占める割合が50%未満であること」に定める割合を乗じて計算した金額をいいます。）を差し引いた金額（ただし、受入寄附金総額 — **ロの金額** を限度とします。）

(注6) ハの金額をP S Tの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります(法規第4条)。

(イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

(ロ) 社員(役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。「特殊の関係」については、イの金額(注2)と同様です。)の数が20人以上であること。

(注7) 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、次の算式で求めます。

「社員から受け入れた会費の合計額」 × 「事業活動に占める共益的な活動等の割合(※)」

※事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した割合であり、(2)の要件で算出する割合をいいます。

## 《算式2》 相対値基準（小規模法人の特例）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注）小規模法人の要件（下記参照）に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

### 《小規模法人の特例（再掲）》

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者（役員又は社員を除きます。）の数が50人以上である法人に限られます（法第45条第2項、法令第3条）。

### 【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800\text{万円}$$

かつ

$$\text{実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が} \geq 50\text{人}$$

3,000円以上である寄附者（役員、社員除く）の数

（解説）

実績判定期間における、総収入金額からニの金額を差し引いた金額のうちに、受入寄附金総額からホの金額を差し引いた金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにヘの金額を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であること（法令第5条第2項）。

ニの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額

（法第45条第1項第1号イ(1)、法令第5条第2項第1号、法規第5条、第25条第2項）

- ① 国の補助金等
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの

- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分

（注8） ここに掲げるものは、《算式1》の「イの金額」の①～⑤と同一です。

「ホの金額」（法第45条第1項第1号イ(2)、法令第5条第2項第2号、法規第6条）

受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額

（注9） これは《算式1》の「ロの金額」の①と同一です。なお、《算式1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。

（注10） 「一者当たり基準限度超過額」については、《算式1》の（注4）をご参照ください。

「ヘの金額」（法令第5条第2項、法規第4条、第25条第1項）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2) 共益的な活動の占める割合が50%未満であること」に定める割合を乗じて計算した金額）を差し引いた金額（ただし、受入寄附金総額－「ホの金額」を限度とします。）

（注11） これは《算式1》の「ヘの金額」と同一です（注6、注7をご覧ください）。

（注12） 「ヘの金額」をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規第4条、第25条第1項）。

（イ） 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ） 社員（役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。）の数が20人以上であること。

（注13） 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、次の算式で求めます。

「社員から受け入れた会費の合計額」 × 「事業活動に占める共益的な活動等の割合（※）」

※事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した割合であり、(2)の要件で算出する割合をいいます。

《算式 3》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし））

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{チの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注） 国の補助金等をP S Tに算入するか否か選択適用可能

（解説）

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（法令第5条第1項）。ただし、分子に算入する国の補助金等の額（チの金額）は、受入寄附金総額からロの金額を差し引いた金額が限度となります（分母には、国の補助金等の額の全額（トの金額）を算入します。）。

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式1》を参照してください。

トの金額（法令第5条第1項）

国の補助金等の全額

チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額（法令第5条第1項）

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額からロの金額を差し引いた金額

《算式 4》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり））

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額} + \text{リの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注） 国の補助金等をP S Tに算入するか否か選択適用可能

（解説）

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（法令第5条第3項）。ただし、分子に算入する国の補助金等の額（リの金額）は、受入寄附金総額からホの金額を差し引いた金額が限度となります。（分母には、国の補助金等の全額（トの金額）を算入します。）。

上記算式のうち、ニの金額、ホの金額及びヘの金額については《算式2》を参照してください。

**トの金額**（法令第5条第3項）

国の補助金等の全額

**リの金額** ⇒ 次のいずれか少ない金額（法令第5条第3項）

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から**ホの金額**を差し引いた金額

## 《算式 5》 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 100 \text{人}$$

- (注) 1 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
- 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- 3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
- 4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

### (解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること(法第45条第1項第1号ロ，法令第2条，法規第9条)。

なお，実績判定期間の各事業年度単位で，年3,000円以上の寄附者数が100人以上となっている場合には，上記算式を当てはめるまでもなく要件を満たすこととなります。

## (2) 共益的な活動の占める割合が50%未満であること

実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等  
が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること(法第45条第1項第2号)。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます(法規第10条)。

イ 会員又はこれに類する者(NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。)

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます(法規第11条)。

- ① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
- ② 当該申請に係るNPO法人の役員

(注2) NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます(法規第12条)。

(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます(法規第13条)。

- ① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額(②において「付随費用の実費相当額」といいます。)以下のものを会員等から得て行うもの
- ② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
- ③ 法別表19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人で

ある会員等（※1）が参加しているものに限ります。）に対する助成

※1 旧民法法人のうち、特定公益増進法人の認定の有効期間内のものを会員等とする場合を含みます（法規附則第3条第4項）。

2 旧民法法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第38条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法第34条の規定により設立した法人をいいます。

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記イ（注）3③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）

（注1） 特定の地域とは、一の市町村（東京都の特別区の存する区域及び指定都市にあつては、区。）の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます（法規第15条）。

（注2） 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人については、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発， 広告宣伝， 調査研究， 情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し， その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(3) 運営組織及び経理が適切であること

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}$$

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること(法第45条第1項第3号)。

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員の数の中に役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族(以下「親族関係を有する者」といいます。)並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
- ② 役員の数の中に特定の法人(その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

(注1) 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規第16条)。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の関係のある法人」とは、一の者(法人に限ります。)が法人の発行済株式又は出資(以下「発行済株式等」といいます。)の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との関係(以下「直接支配関係」といいます。)にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます(法規第17条)。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

(注3) NPO法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます(法規第19条)。

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人税法施行規則第53条から第59条までの規定(青色申告法人の帳簿書類の保存)に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること(法規第20条)。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと(法規第21条)。

#### (4) 事業活動の内容が適正であること

事業活動が次のいずれも満たしていること

- イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
- ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと
- ハ 実績判定期間における

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

- ニ 実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる要件を満たしていること（法第45条第1項第4号）。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規第16条、第22条）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます（法規第23条）。

- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。

- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に おける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員を選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定 の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、所轄 庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事 業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基 準の判定を行うことができます(法規第24条)。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身 が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から差し引きます。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充て ていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が 金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から差し引きます。

## (5) 情報公開を適切に行っていること

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類
- ④ 内閣府令で定める書類
- ⑤ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

(解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること（法第45条第1項第5号）。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類  
(法第44条第2項第2号)
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類  
(法第44条第2項第3号)
- ③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程  
(法第54条第2項第2号)
- (2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類  
(法第54条第2項第3号)

(注) 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます  
(法規第32条第1項)。

- 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引

ロ 役員等との取引

- 4 寄附者（当該認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- 5 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日

(3) 内閣府令で定める書類（法第54条第2項第4号）

(注) 「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます（法規第32条第2項）

法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類。

- ④ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類  
(法第54条第3項、第4項)

(6) 所轄庁に対して事業報告書などを提出していること

各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること

(解説)

法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書，計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第 29 条の規定により提出していること（法第 45 条第 1 項第 6 号）。

毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に提出している必要があります。

(7) 法令違反，不正の行為，公益に反する事実等がないこと

法令違反，不正の行為，公益に反する事実等がないこと

(解説)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実，偽りその他不正の行為により利益を得，又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法第 45 条第 1 項第 7 号）。

(8) 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること

認定又は仮認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において，設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。

(解説)

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において，その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること（法第 45 条第 1 項第 8 号）。

## (9) 欠格事由に該当していないこと

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと（法第 47 条）

- ① 役員のうち、次のイから二のいずれかに該当する者がある
  - イ 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
  - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
  - ハ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ニ 暴力団の構成員等
- ② 認定等の取消の日から 5 年を経過しない
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない
- ⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過しない
- ⑥ 次のイ、ロのいずれかに該当する法人
  - イ 暴力団
  - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

### (解説)

欠格事由のいずれかに該当する NPO 法人は、認定、仮認定（以下「認定等」といいます。）又は認定の有効期間の更新の要件にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません（法 47）。

- ① NPO 法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。
  - イ 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は仮認定 NPO 法人が仮認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人等のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
  - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
  - ハ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等<sup>(注1)</sup>若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup>
  - (注 1) 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
  - (注 2) 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。

② 認定又は仮認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

③ NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

④ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注2) 所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

⑥ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人